

令和3年8月27日

湯梨浜町立小中学校
保護者の皆様

湯梨浜町教育委員会
教育長 山田 直樹

新型コロナウイルス感染症感染防止について（お願い）

保護者の皆様には、各町立学校の新型コロナウイルス感染症感染防止の取り組みに対しまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、各町立学校では2学期が始まりました。すでにご存じの保護者の皆様が多いことは存じますが、全国でも県内においても感染拡大が止まらない状況です。

町教育委員会としましては、可能な限り教育活動を継続していくため、学校におけるより一層高いレベルの感染防止対策の徹底を図っていく所存です。

つきましては、第97回鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の内容を踏まえ、下記のとおり各学校の感染予防対策を強化していくようにいたします。

保護者の皆様には、ご理解、ご協力いただきますとともに、ご自身はもとより、お子さんをはじめご家族の皆様の感染予防に引き続き努めていただきますようお願いいたします。

記

1 学校の対応について

（1）風邪症状等がある児童生徒への対応

児童生徒に風邪症状等がある場合は出席扱いの自宅休養とします。必ず、医師の受診をしてください。また、同居家族に症状がある場合も出席扱いの自宅休養とします。

その際には、必ず学校にご連絡ください。

学校は、「出席しなくてもよい日」として扱います。ただし、病院を受診し医師から新型コロナウイルス感染症以外の診断がされた場合、診断日の翌日以降はその診断名にしたがった対応とします。

（2）登校後、体調不良となった児童生徒は速やかに保護者または家庭に連絡し、帰宅させます。かかりつけ医を受診してください。

（3）感染が判明した場合の対応

学校関係者（児童生徒、教職員等）の感染が一人でも判明した際は、その学校はひとまず臨時休業をします。

→積極的にPCR検査を実施し、保健所と相談の上、安全が図られるまでは再開しません。これまでと同様の対応ですが、さらに徹底します。

裏面も確認してください

(4) ご家族・本人が新型コロナウイルス感染症に感染された場合または濃厚接触者等と特定されてPCR検査を受けられる場合

- ①万一、ご家族・本人が新型コロナウイルス感染症に感染された場合または濃厚接触者、接触者等と特定されてPCR検査を受けられる場合には、必ず各学校に連絡してください。
- ②夜間・休日等で学校に電話がつかない場合には、教育総務課に連絡してください。職員不在の場合は、守衛に「緊急に教育総務課に連絡したい要件があるので連絡が欲しい。電話番号は〇〇〇〇。」とお伝えください。折り返し、連絡をさせていただきます。

連絡先電話番号

学校

学校携帯

湯梨浜町役場 35-3111

教育総務課 35-5362

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第97回）会議資料より

鳥取県よりの特措法第24条第9項による協力要請

※新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様にご協力をお願いする制度です。

◎区 域 鳥取県全域

◎期 間 令和3年8月3日から9月12日まで

◎要請内容

- (1) 通院、通勤、生活必需品の買い出しなど必要なものを除き、不要不急の外出を控えてください

※通院、通勤、生活必需品の買い出し、屋外での運動など、生活や健康維持のために必要なものは差し支えありません。

- (2) 県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

※不要不急の帰省や旅行など、県境をまたぐ移動はできれば控えましょう。

特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている地域や、感染拡大地域との間での不要不急の往来は控えてください。

◇人権配慮に係る県民へのメッセージ

○感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

○本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。

○ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

○私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広がていきましょう。